

## 島根原子力発電所2号機に係る原子力防災専門家会議の当面の進め方（案）

平成26年2月17日

原子力安全対策課

これまでの県議会や米子市・境港市との協議、本専門家会議委員の所見、島根原子力発電所2号機に係る国の安全審査における論点等を踏まえ、本専門家会議を当面以下のとおり進めることとする。

## 1 主な論点

島根原子力発電所2号機の安全対策について、中国電力及び国における新規制基準への適合性確保が適切になされていることの確認とともに、原子力災害となった場合の周辺地域への影響や対応等の観点から本県の地域特性を踏まえ調査・検討を行う。

- 汚染水対策（周辺海域における影響防止を主眼）
- 地震・津波対策（宍道断層と周辺断層の連動等も改めて確認）
- フィルタベント等のシビアアクシデント対策（本県への影響防止を主眼）

## 2 会議運営

- 専門家会議は、安全審査の進捗、中国電力の対応状況等に応じて適宜開催する。  
また、必要に応じて現地調査を実施する。
  - 中国電力から都度説明を受ける。また、安全審査の結果については、原子力規制委員会から説明を受ける。
- 安全審査に係る事項については、原子力規制委員会における審査内容を踏まえ確認していく。
  - 新規制基準の適用が適切に行われているか、周辺地域への影響防止等の面で不十分なところはないか等の視点から確認を行う。
  - 新規制基準のハード面（設置変更許可・工事計画認可）だけでなく、ソフト面（保安規定）も対象とする。
- 安全審査の範囲外となっている事項については、中国電力の考え方や計画内容等を聴取した上、福島原発における事例等を踏まえ確認していく。
  - 特に、汚染水対策やフィルタベント時の住民防護など周辺地域への影響が大きい事項を重点に確認を行う。
  - 必要に応じ、原子炉等規制法に基づく安全対策だけでなく、原子力事業者の防災対策等も対象とする。
- 島根県とも連携して調査・検討を進める（原子力安全顧問会議との情報共有等）。